

## 入札説明書

総合研究大学院大学中央監視盤交換工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令及び国立大学法人総合研究大学院大学契約事務取扱規程等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成29年 7月18日

2 契約者 国立大学法人総合研究大学院大学 学長 長谷川 真理子

3 担当部局 〒240-0193 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門1560-35  
国立大学法人総合研究大学院大学財務課専門員(施設担当)  
電話番号 046-858-1518

### 4 工事概要等

(1) 工事名 総合研究大学院大学中央監視盤交換工事

(2) 工事場所 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門1560-35 (総合研究大学院大学構内)

(3) 工事内容 本工事は、共通棟1階管理事務室の中央監視盤を更新するものである。

入札に関する書類の入手先は総合研究大学院大学ホームページ調達情報による。

(4) 工期 平成29年12月 1日まで

(5) 本工事においては、資料等の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ (<http://portal.bid.mext.go.jp/>) の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、総合研究大学院大学財務課施設専門員に承諾願(様式自由)を提出して行うものとする。

(6) 本工事は、企業の施工実績等(企業の施工実績等、配置予定技術者の工事経験等)の技術資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する実績評価型総合評価落札方式の対象工事である。(簡易な施工計画は求めない。)

### 5 競争参加資格

(1) 国立大学法人総合研究大学院大学契約事務取扱規程第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における管工事A、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年 法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成14年度以降に、元請として完成、引渡し完了した下記の要件を満たす施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- ・中央監視盤設置工事・改修工事または、集中方式の空調機器制御盤の施工実績の施工実績を有すること。

- ・工事成績相互利用登録発注機関が発注した管工事のうち、平成27・28年度に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続60点未満でないこと。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に配置できること。
- ① 二級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。  
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
    - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
  - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書を有するものであること。
  - ③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け、17文科施第345号 文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等(国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体等を含む。)に対し、平成13年度以降に完成・引き渡しを行った工事目的物で、引き渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例が無いこと。
- (8) 4に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連工事がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に下記①、②に示す資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。  
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定(本省規程準用)に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記の①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 神奈川県又は東京都内に建設業法(第3条第1項)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 6 簡易型総合評価に関する事項

### (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価(実績評価型)に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

#### (イ) 施工計画(簡易型)について

評価項目	評価基準	配点
工程管理及び安全管理等について	適切：提案等が適切である。	/
	不適切：提案等が不適切である。	

(ロ) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点
過去15年間の同種工事の施工実績の有無	国立大学法人又は文部科学省、他省庁等及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	2
	その他の工事実績あり。	0
	実績なし。	欠格
平成27・28年度の当該工事種別における工事成績評定平均点（工事成績相互利用登録発注機関の発注する工事 工種：管工事）	85点以上	4
	80点以上85点未満	2
	75点以上80点未満	1
	75点未満(含実績なし)	0
	※各年度の平均点が2年連続で60点未満 [欠格]	欠格

(ハ) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点
過去15年間の主任（監理）技術者等の施工経験の有無	国立大学法人又は文部科学省、他省庁等及び地方公共団体が発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	4
	上記以外において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	2
	主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0
	経験なし。	欠格

(二) 法令遵守（コンプライアンス）について

評価項目	評価基準	配点
事故及び不誠実な行為	あり	-2
	なし	0
	※上記の「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。 ① 関東・甲信越地区における指名停止又は神奈川県内における営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日（平成29年 8月22日）が該当する場合	

	<p>② 関東・甲信越地区における指名停止又は神奈川県内における営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日（平成29年 8月22日）が該当する場合</p> <p>③ 関東・甲信越地区における指名停止又は神奈川県内における営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日（平成29年 8月22日）が該当する場合</p> <p>④ 関東・甲信越地区における指名停止又は神奈川県内における営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日（平成29年 8月22日）が該当する場合</p>
--	---

5) 地域の精進度について

評価項目	評価基準	配点
地理的条件（過去15年間の神奈川県又は東京都内での空調設備工事の施工実績）	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
地理的条件（緊急時の施工体制）	神奈川県又は東京都内に技術者・資機材等の拠点あり。	1
	神奈川県又は東京都内に技術者・資機材等の拠点なし。	0

(2) 総合評価の方法

1) (1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数は12点とする。

2) 総合評価は、標準点と(1)「入札の評価に関する基準」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、以下の各要件に該当する入札者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。なお、評価値が最も高い者が2人以上いる時は、当該者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

② 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5(1)から(12)までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本学から競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。上記5(2)に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時に上記5(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記5(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 申請書及び資料の提出期間

平成29年 7月18日(火) 13時00分から平成29年 7月26日(水) 17時00分までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。

② 申請書及び資料の提出場所

上記3に同じ。

③ その他

申請書及び資料の提出は文部科学省電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所(上記3)へ持参し、郵送(書留郵便とする。提出期間内必着)又は託送(書留郵便と同等のものとする。提出期間内必着)することにより行うものとする。

(提出期間が過ぎたものは受け付けないものとする。)

④ 別冊技術資料作成要領(以下、「作成要領」という。)を参照すること。

(2) 資料は、作成要領に従い作成すること。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は平成29年 8月 2日(水) 17時までに通知する。

(4) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認及び総合評価以外に、提出者に無断で使用しない。

③ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

④ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は上記3と同じとする。

## 8 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面(別紙質疑書様式)により提出すること。

① 提出期間 平成29年 8月 1日(火) 12時00分まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。郵送可(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

② 提出場所 上記3に同じ。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおりFAXにて送信する。

期間 平成29年 8月 3日(木) 17時00分まで。

## 9 入札、開札の日時、場所

(1) 入札期限・工事費内訳明細書の提出

平成29年 8月10日(木) 12時00分まで ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記3のみ持参すること。(郵送による提出は認めない。)

(2) 開札日時：開札は平成29年 8月22日(火) 14時00分

(3) 開札場所：総合研究大学院大学共通棟1階セミナー室にておこなう。

## 10 入札書の提出方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記3のみ持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

(2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回以内とする。

## 1.1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

## 1.2 工事費内訳明細書の提示

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の提示を求める。紙入札の場合は、工事費内訳書は押印の上、表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳明細書が、以下の各項に該当する場合は、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳明細書提出業者の入札を無効とする。

1) 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）。

- ① 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合。
- ② 内訳書とは無関係な書類である場合。
- ③ 他の工事の内訳書である場合。
- ④ 白紙である場合。
- ⑤ 内訳書に押印が欠けている場合。
- ⑥ 内訳書が特定できない場合。
- ⑦ 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合。

2) 記載すべき事項が欠けている場合

- ① 内訳の記載が全くない場合。
- ② 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合。

3) 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- ① 他の工事の内訳書が添付されていた場合。

4) 記載すべき事項に誤りがある場合

- ① 発注者名に誤りがある場合。
- ② 発注案件名に誤りがある場合。
- ③ 提出業者名に誤りがある場合。
- ④ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合。

5) その他未提出又は不備がある場合

(3) 工事費内訳明細書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(4) 工事費内訳明細書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 1.3 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。一回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものと取り扱う。

## 1.4 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行っ

た者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本学により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等開札の時に上記5に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

#### 15 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合には、上記5(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 16 契約書の作成

契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

#### 17 支払条件

請負代金は、請求に基づき1回にて支払うものとする。

#### 18 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について建設組立保険等を締結するものとする。

#### 19 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ

#### 20 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。